

意見に基づく「北九州市迷惑行為防止基本計画（第2次計画）」（案）の修正

修正1

【意見概要】 市民意見 No.32～36

- ・自転車のルール・マナーアップについては、自転車に乗る人だけでなく、自動車の運転手、歩行者等にも理解してもらうことが大事だと思う。（同意見：他1件）
- ・自転車走行の取り組みは警察等の協力がなければ推進は難しく、また一般市民の協力は得られないと思う。
- ・自転車ルールのポスターや看板を掲示し、回覧板での周知を行う。
- ・スマホを操作しながらの自転車運転や歩行者が多い場所での人ごみを縫うような危険な走行については、繁華街等で禁止にすることでマナーを周知することも必要だと思う。
- ・迷惑行為に関して厳しくなるのは仕方ないことだが、迷惑走行等、現場での判断が必要なものについては、しっかりと定義付けをし、見る人によって判断が異なることがないようにしてほしい。

【修正箇所】 第2章 今までの主な取り組みと効果等 4 取り組みの課題と対応

(4) 自転車の迷惑走行 主な対応方針 (P14) →下記のとおり、文言追加

- ・北九州市自転車安全対策連絡会議でルール・マナーアップの方策などを議論しながら、自転車の安全利用の更なる推進を図ります。

修正2

【意見概要】 市民意見 No.24～27

- ・自転車のルール、マナーアップの指導、教育、啓発活動を強化してほしい。（同意見：他7件）
- ・自転車のマナーについて、中学生、高校生への啓発活動を強化してほしい。（同意見：他3件）
- ・自転車のルール・マナーアップのため講習会を開く。
- ・夜間の無灯火自転車や逆走自転車がいるが、自転車が通行するインフラの整備や法整備が間に合っていない。条例で対処できる分はしてほしい。

【修正箇所】 第4章 施策の柱と取り組み 1 マナーアップ教育の強化・推進

主な取り組み 4 自転車安全運転向上事業 (P21) →下線部を文言追加

旧	新
自転車利用者の安全運転に関する意識の高揚を図るため、中学生を対象とした自転車交通ルール検定の実施など、自転車のルール・マナーの啓発強化や保険の加入促進に取り組みます。	自転車利用者の安全運転に関する意識の高揚を図るため、中学生を対象とした自転車交通ルール検定の実施など、自転車のルール・マナーの啓発強化や保険の加入促進に取り組みます。 <u>また、自転車の安全利用の更なる推進のため、自転車交通ルール検定の対象を大人にまで拡大します。</u>